



新座市教育委員会訓令第1号

新座市教育委員会事務局

新座市小・中学校適正配置等推進室設置規程を次のように定める。

令和8年2月19日

新座市教育委員会
教育長 金子 廣 志



新座市小・中学校適正配置等推進室設置規程

(設置)

第1条 本市が設置する学校の適正配置等を推進するため、新座市教育委員会事務局組織規則（平成8年新座市教育委員会規則第5号）第3条の規定に基づき、教育総務部教育総務課に小・中学校適正配置等推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新座市小・中学校の適正配置等に関する基本方針及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 新座市立学校適正配置等審議会の運営に関すること。
- (3) 学校の適正配置等に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校の適正配置等に関すること。

(職員)

第3条 推進室に室長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて職員を置くことができる。

(代決の特例)

第4条 新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（令和元年新座市教育委員会教育長訓令第1号）第8条第4号の規定にかかわらず、課長が不在のときは、室長が事案を代決する。

(庶務)

第5条 推進室の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、推進室の運営について必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。